

議案第 3 号

飛島公共交通バス検討委員会設置要綱の制定について

飛島公共交通バス検討委員会設置要綱を別紙のように定めるものとする。

平成22年 6 月29日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

飛島公共交通バス検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規約第21条に規定する専門部会として、飛島公共交通バス、飛島コミュニティバス及び海南病院通院支援タクシーのあり方及び最適な運行について検討するため、飛島公共交通バス検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会議長が指名する者
- (3) 区長会長又はその指名する者
- (4) 飛島村老人クラブ連合会長又はその指名する者
- (5) 西部臨海地帯企業連絡協議会長又はその指名する者
- (6) 村職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

3 委員の任期は飛島村地域公共交通総合連携計画に定める実証実験期間までとする。

(役員)

第3条 検討委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 役員は、委員の中から、委員の互選により定める。

3 会長は、検討委員会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会においては、会長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、審議事項に係る部署の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。